

農林業系汚染廃棄物 焼却処理実施計画

令和2年7月

大崎地域広域行政事務組合

(農林業系汚染廃棄物焼却処理実施計画の抜粋資料)

10 焼却灰搬出管理

運搬専用車両に積込後、荷台に二重シートを掛け飛散防止措置をとり、車両周辺の空間線量率を測定し搬出する。農林業系汚染廃棄物と混焼した焼却灰の運搬は8時30分から13時00分の間と16時00分から19時00分の間に行う。

また、市道蟻ヶ袋線並びに取付道路の運行速度は次のとおりとする。

- ・市道蟻ヶ袋線については、40 km/h。
- ・取付道路については、20 km/h。

(1) 運搬経路

- ・東部クリーンセンター

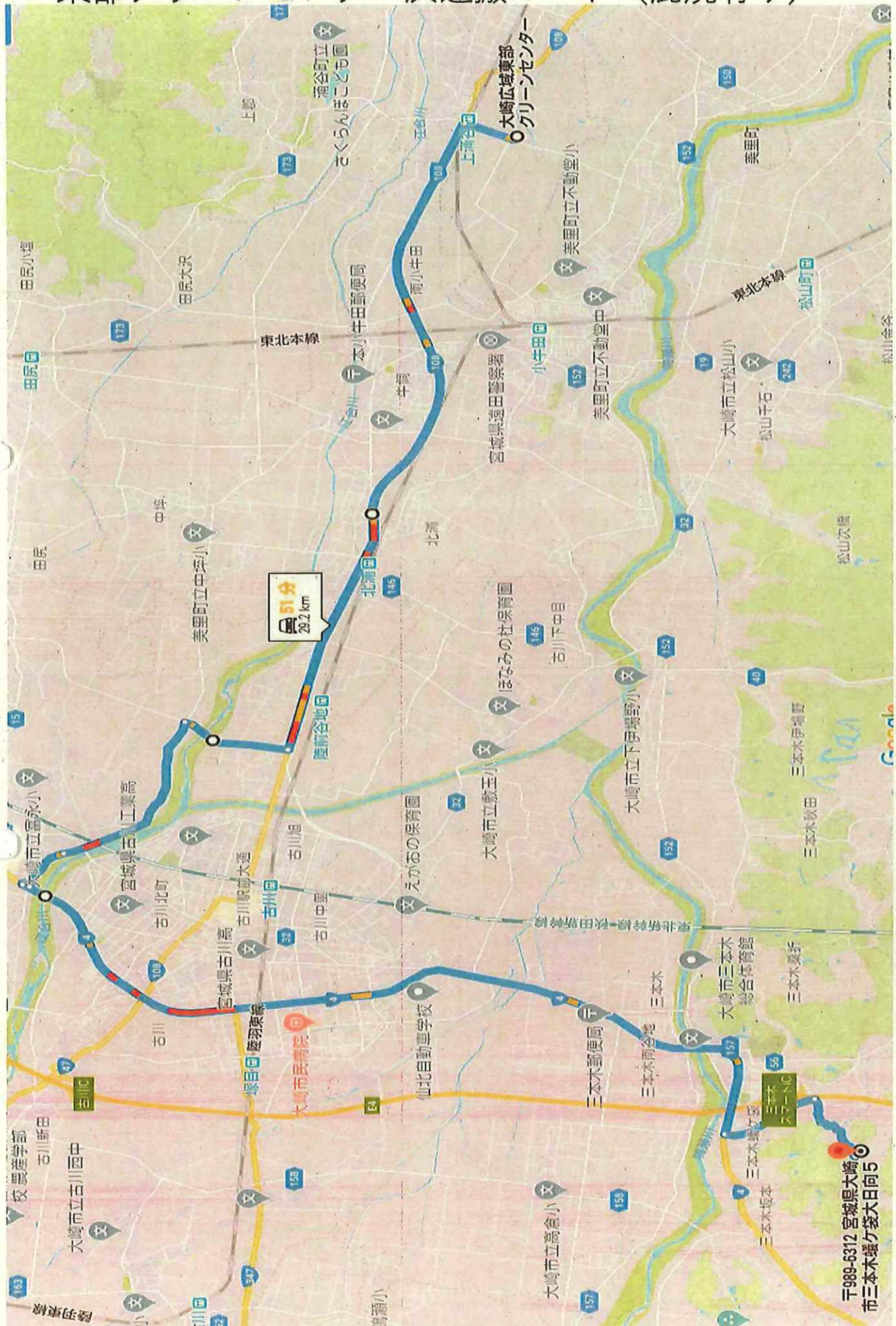
飛灰は薬剤処理しセメント固化後、焼却灰と別々に運搬専用車両へ積込。

国道108号線古川方面→古川鶴ヶ塚新江北付近信号右折→四ツ谷古川上塚付近信号左折→国道4号線古川バイパス立体交差仙台方面→三本木山畑装飾古墳近辺信号左折→大日向クリーンパーク

(2) 運搬車両事故発生時の対応

灰運搬車両が事故等により破損又は横転し、灰の漏出があった場合は、運搬業者が警察署等及び組合に速やかに通報、連絡し、組合職員が速やかに事故現場に急行し、警察署等の指示に従い対応する。(ブルーシート等を用いて飛散防止策を講じ、ホイールローダ及びダンパー車などにて灰の除去作業を行う。)

東部クリーンセンター灰運搬ルート (混焼有り)



東部クリーンセンター灰運搬ルート (混焼無し)

